

○委託契約に関する留意事項について

令和5年（2023年）10月5日 局財指第453号
各部長、各種委員会事務局長、議会事務局長、各部局長、各地方部局長あて 出納局長

[沿革] 令和6年2月16日局財指第730号 改正

委託契約に関する留意事項について

新型コロナウイルス感染症対策として道が発注した委託契約に関する不適切な事案につきましては、「委託業務における適正な執行の確保について」（令和5年（2023年）9月14日付け局財指第401号出納局長通知）により同様の事案が発生することのないよう適正な執行の確保に努めるよう各部長等あて通知を行ったところですが、今回の不適切事案においては、受託者が契約内容を理解していなかったことも一因であったことから、委託業務（建設工事に係るものを除く。）の受託者となる者に対して、契約内容に関する事項の周知徹底を図るため、別紙「委託契約に関する留意事項」（標準様式）を作成しましたので、標準様式を参考に適宜、周知事項を加えるなどして、入札参加者等への契約書案を掲示する際に併せて提示するなど契約の締結前までに、委託契約に関する留意事項を周知してください。

（財務指導課企画係）